

風水害対策編

風水害対策編 目 次

総 則			
第1章	総 則		頁
	第1節	計画の目的	1
		危機管理課	1
	第2節	予想される災害と地域	1
		1 風水害	1
		2 高潮・高波	2
		3 土砂災害	2
		河川課	1
		水産海浜課	2
		河川課	2
発 災 前			
第2章	災害予防計画		頁
	第1節	総則	3
		河川課 危機管理課 まちづくり政策課	3
	第2節	河川災害予防計画	3
		1 本市の河川の特徴	3
		2 浸水想定区域の指定と通知	4
		3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	4
		4 連携体制の構築	5
		河川課	3
		河川課	4
		河川課 水産海浜課 下水道整備課 福祉事務所	4
		危機管理課 河川課	5
	第3節	港湾漁港保全災害防除計画	5
		危機管理課 水産海浜課	5
	第4節	土砂災害防除計画	6
		1 防災パトロールの実施	6
		2 土砂災害警戒情報の提供と活用	6
		3 土砂災害緊急情報の提供	6
		4 土砂災害防止法の施行	7
		5 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	8
		6 その他のソフト対策	8
		河川課	6
		河川課	6
		河川課	6
		河川課	7
		河川課 福祉事務所	8
		河川課	8
	第5節	倒木被害防除計画	8
		危機管理課 農林農地課	8
	第6節	盛土災害防除計画	8
		開発指導課	8
	第7節	避難情報の事前準備計画	9
		1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	9
		2 住民への周知・意識啓発	9
		危機管理課 河川課 水産海浜課	9
		危機管理課 河川課 福祉事務所	9
	第8節	避難誘導體制の整備計画	10
		危機管理課 河川課 水産海浜課	10
	第9節	防災知識の普及計画	10
		危機管理課 河川課 水産海浜課	10
	第10節	自主防災活動	11
		危機管理課	11

第3章 災害応急対策計画			頁
第1節	計画の目的		13
		河川課 水産海浜課 危機管理課	13
第2節	組織計画		13
	1 災害対策組織	危機管理課 河川課	13
	2 災害時の配備体制とその基準	危機管理課 河川課	14
第3節	情報収集・伝達		14
		河川課 危機管理課	14
第4節	広報活動		14
		河川課 危機管理課 広報課	14
第5節	水防計画		14
	計画の目的	河川課	14
第6節	水防に関する予警報		15
	道路の通行規制に関する情報	危機管理課 河川課 道路管理課	15

第1章

総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「風水害対策編」（「共通対策編」で定めるものを除く。）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章災害復旧計画によるものとする。

・第1章 総則

（計画の目的、予想される災害と地域）

・第2章 災害予防計画

（総則、河川災害予防計画、港湾漁港保全災害防除計画、土砂災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動）

・第3章 災害応急対策計画

（計画の目的、組織計画、情報収集・伝達、広報活動、水防計画、水防に関する予警報）

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

市内の主要河川は、市の中央部を流れる狩野川であるが、昭和33年の狩野川台風以来、放水路の整備などの治水対策を進めている。しかし、近年、気候変動により、局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。季節的には6月、7月の梅雨前線活動の活発化により大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8月から10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

(1) 狩野川流域（一級河川）

流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。しかし、狩野川放水路の整備や河道堀削・堤防の整備など河川改修により流下能力は大きく向上しているが、施設の能力を上回る洪水が発生した場合には、越水や浸食、内水等による洪水氾濫の恐れがある。

(2) 沼川流域（一級河川）

市北部を流れる多くの河川が流れ込むため、水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。なお、沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。

(3) 高橋川流域（一級河川）

高橋川流域は低平地で過去幾多の内水による浸水を繰り返してきた。そのため、河道改修や排水機場増設などを行い治水安全度の向上を図っているが、水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。

2 高潮・高波

駿河湾に面し長い海岸線を持っているため、台風や低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい。このため防潮堤のない地域は災害が予想される。季節的には8月から10月下旬にかけ台風による高潮・高波、11月下旬から3月にかけ西風による高波が発生することがある。

3 土砂災害

市内では、土砂災害警戒区域が380箇所、土砂災害特別警戒区域が311箇所（いずれも令和6年3月31日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。なお、土砂災害防止法改正に伴い、本計画に定めることとされた事項については、資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」による。

第2章

災害予防計画

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止し、災害の発生時における被害を最小限度に止めるため、平素から防災に関する調査、研究、危険区域を解消するための施策及び防災訓練の実施について定めるものとする。

市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、特に危険が高いとされる地区においては、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

この計画は、本市における河川等の氾濫を防止するため河川の状況を調査把握し、水害危険箇所の指定、下水道事業等による排水計画の概要を定めるものとする。

- ・水防上の注意箇所 沼津市水防計画による。
- ・「下水道事業の概要」

1 本市の河川の特徴

本市の河川の特徴として、市内の中級河川は一級河川狩野川、沼川などに流入し駿河湾に流れ込むが、南部地域は山地からの急流河川が多く、直接駿河湾に流れ込んでいる。狩野川については河口部にあたるため、市内の降雨量とは別に天城山系及び周辺市町の降雨量等に注意する必要がある。

以上が、本市河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化に伴う水衝部の変化、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 浸水想定区域の指定と通知

- (1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- (2) 県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定したものについて、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。

3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- (1) 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下総称して「浸水想定区域」という。）の指定があつたときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- (2) 市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
 - ① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
 - ② 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
 - ③ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があつた施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
 - ④ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - ⑤ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ⑥ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
 - ⑦ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
 - ⑧ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (3) 市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を軽減・防止するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 港湾漁港保全災害防除計画

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

第4節 土砂災害防除計画

土石流・地すべり・がけ崩れによる人家災害防止のため、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所、法面工、擁壁工等急傾斜地の崩壊防止工事の実施を推進する。

危険箇所に対する安全措置が完全でない間は、住民等に対する避難措置の確立が最も必要である。

がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合、迅速かつ適切な避難指示を行なえるよう避難計画の確立につとめる。また避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得などあらかじめ徹底させておくものとする。

1 防災パトロールの実施

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度に止めるためにまず事前措置として平素から危険予想箇所を把握しパトロールを実施する。

実施時期と場所

実施時期は、6月上旬及び豪雨が予想されるとき。

実施場所は、資料編「急傾斜地崩壊危険箇所」とする。

2 土砂災害警戒情報の提供と活用

(1) 県及び静岡地方気象台

県と静岡地方気象台は、市民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。

また県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等の確認・把握に努める。

3 土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかに

するための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

4 土砂災害防止法の施行

(1) 土砂災害警戒区域等の指定、公表

- ① 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。
- ② 市は、県により指定された土砂災害警戒区域等について、住民に周知するものとする。

(2) 市防災会議

- ① 市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- ② 市防災会議は、市地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(3) 住民への周知

- ① 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

- ② 県は、電子地図の提供等により、市を支援するものとする。

(4) 避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」

(5) 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

5 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

- (1) 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- (3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

6 その他のソフト対策

- (1) 土砂災害警戒区域等の周知

県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

- (2) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第5節 倒木被害防除計画

市は、県、電気事業者及び電気通信事業者とともに、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間で協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第6節 盛土災害防除計画

市は県と連携し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、市は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けるものとする。

市は、県が設置する不適切盛土事案の課題解決を図るための「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である「地域部会」を通じ、県や関係機関と連携し的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第7節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。
- (4) 市が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、県は技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は、防災（防災・減災への取

組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第8節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第9節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第3節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・ 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成について、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第 10 節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第6節「自主防災組織の育成」及び第7節「事業所等の防災活動」に準ずる。)

第3章

災害応急対策計画

第1節 計画の目的

この計画は、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに風水害に対する市の対応を定め、もって管下の各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防衛し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、共通対策編 第3章 災害応急対策計画による。

第2節 組織計画

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにするとともに、総合的な運営及び災害応急対策の円滑な遂行を図ることを目的とする。

1 災害対策組織

(1) 沼津市防災会議

① 編成

防災会議の編成は、資料編「沼津市防災会議委員編成表」による。

② 運営

資料編「沼津市防災会議条例」及び資料編「沼津市防災会議運営要綱」の定めるところによるものとする。

(2) 沼津市災害警備本部

災害の発生が予想される場合は、状況に応じ情報連絡体制又は事前配備体制をとり、必要がある場合には、沼津市災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）を設置する。

ただし沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、災害警備本部は災害対策本部に統合されるものとする。

災害警備本部の組織及び編成は、資料編「沼津市災害警備本部編成表」の定めるところによる。

(3) 沼津市災害対策本部

① 編成

災害対策本部の編成は、資料編「沼津市災害対策本部運営要領」による。

② 事務分掌

沼津市災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、資料編「沼津市災害対策本部事務分掌」による。

③ 設置基準

ア 大規模な災害が発生し又は発生が予想され、市長がその対策を必要と認めるとき。

イ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

④ 運営

沼津市災害対策本部条例及び沼津市災害対策本部運営要領の定めるところとし、その概要は次のとおりである。

ア 本部室

本部室は、本部長、副本部長、部長、副部長及び調整部各班員の内、あらかじめ各班長が指名する職員のほか、沼津市災害対策本部運営要領の定める各部より派遣される職員により構成する。

イ 本部室に勤務する職員は、本部長の指揮を受け、災害対策上の指示又は情報について各部及び防災関係機関との連絡調整に当る。

⑤ 本部の設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部が設置又は廃止された時は、災害対策関係機関及び沼津市災害対策本部運営要領に定める者のうち、必要と認める者に通知する。

資料編「災害対策関係機関一覧表」

(4) 避難地

① 地域における情報の収集・伝達及び自主防災組織等との連絡調整、その他、応急活動を行うための拠点として、避難地を設置する。

資料編「避難地一覧表」

② 避難地には、市職員を派遣する。

③ 職員の内1人をあらかじめ責任者と定め、責任者に事故ある時を想定し、責任者を代理、補佐する者も同時に定めるものとする。

2 災害時の配備体制とその基準

災害の発生が予想される場合は情報連絡体制又は事前配備体制をとるものとし、必要に応じて災害警備本部又は災害対策本部に移行するものとする。その体制及び基準は、災害時の配備体制とその基準表による。

資料編「災害時の職員配備体制の基準」

第3節 情報収集・伝達

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第4節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第5節 水防計画

計画の目的

災害対策基本法及び水防法に基づき、河川等の洪水、津波又は高潮等による災害を警戒・防御するとともに、これらによる被害を軽減することを目的とする水防計画は、沼津市水防計画による。

沼津市水防計画は、おおむね次の事項について定める。

- ・水防組織及び活動
- ・避難
- ・決壊等の通報及び処置

- ・重要水防箇所
- ・水防用資器材及び設備の整備並びに輸送
- ・通信連絡
- ・洪水予報
- ・水防警報
- ・水位周知河川における水位到達情報
- ・協力応援
- ・水防てん末報告
- ・水防計画及び水防訓練

(復旧・復興については、共通対策編 第4章 災害復旧計画 によるものとする。)

第6節 水防に関する予警報

道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。